シリーズ 自治基本条例とは？
（第6回）Q&Aの巻

Q. 美瑛町の自治基本条例はどうなってるの？

A. 18 年前（2003 年）につくった
「住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例」を、これからの時代に合わせたものにする検討が進んでいます。町民主体のまちづくりがさらに進むよう、町民と議会と行政の役割や仕組みについて専門部会で話し合っています。

Q. 自治基本条例（仮称）策定専門部会ってどんなところ？

A. 町民が参加しているまちづくり委員会で、希望した委員が自治基本条例について深く話し合う場です。この４月から役場職員も加わり合わせて 20 名が参加し自治基本条例の素案を検討しています。

9月30日専門部会の勉強会テーマは「町民」でした。20名が参加し、意見を出し合い、10月と11月の会議で仮の条文にまとめる計画です。

憲法と法律で国民の権利や義務について基本的なことを定めています

自治基本条例は、町民が自治の主体として積極的に参加できるよう、基本的な町民の権利と役割を定めます。自治基本条例と町民の権利は切り離せない関係にあります。

全国の市町村の自治基本条例の例から、町民の権利は２つにくくることができます

①

法律で定められた町民の権利
＊行政サービスを平等に受ける権利
＊選挙やリコール等に関する権利

②

市町村が独自に町民の権利を保障するもの
＊まちづくりに参加する権利
＊行政情報を知る権利

上記のような基本的なもののほか、
市町村の独自色を表したものもいろいろあり、**学ぶ権利**、**こどもの権利**、**意見を表明し提案する権利**、などの例があります。

全国の事例では、町民の役割も大きく２つにくくることができます

①

自治の主体として自覚するためのもの
まちづくりの主体、
自らの**発言と行動に責任**を
次世代への責任、など

②

自治の主体として努力するためのもの
主体的・積極的に取り組む、
自治を守って発展
させる、など

問合わせ先：美瑛町まちづくり推進課　☎92-4330　✉ machi@town.biei.hokkaido.jp

この取り組みに対する町民の皆さまのご意見ご質問をお寄せください。http://town.biei.Hokkaido.jp/administration/committee.html

自治基本条例（仮称）策定専門部会の議事内容は、町ホームページに公開しています。町ホームページトップ画面 自治基本条例 で検索